

	生物多様性基準	第 5 版
---	---------	-------

## 付録 6

# 漁猟、狩猟、採集

### 目的

サハリンエネルギー施設や活動の環境的側面に起因する漁業者への実際の、および潜在的な影響のリスク<sup>1</sup>、および、狩猟や採集に対する潜在的リスクを管理すること。

### 対象者

- プロジェクト管理者、業務範囲に主なプロジェクト又はプロジェクトの拡張工事が含まれる契約事業者と下請業者。

### 主な陸上プロジェクト又は主な拡張工事に適用される要件

- 建設期間中の狩猟、漁猟、採集。プロジェクトの活動に従事している要員は、サハリンエネルギーの狩猟、採集、漁猟に関する公約について確実に説明を受けるとともに、これらの公約が実行されるようにする。
  - 建設期間中、北方および中央サハリン（ドリンスクの北とトナミ地区）において、プロジェクトの労働者は漁猟、採集、狩猟が禁止される。
  - サハリン南方（ドリンスクとトナミ地区および南まで）では、ライセンスがあれば、プロジェクトの労働者は魚釣りをしてもよいが、採集や狩猟はしてはならない。
  - 契約業者は、動物相に関する問題、特に、許可なく狩猟を行わない、という施策を確実に実施することについて、建設要員に十分説明するよう求められる。
  - 建設現場でのペットの飼育も禁止される。
  - 野生動物への餌やりは厳しく禁止される。
  - サハリンの地元建設労働者は、必要な許可を得ている場合に限り、狩猟、漁猟、採集活動を勤務時間外に、作業着を着用しない、という条件で行ってもよい。
  - サハリンエネルギーは、毎年、有害な影響の可能性を識別するため、ロシア当局とこの方針について検討する。サハリンエネルギーのコミュニティー連絡役員（CLO）および社会活動チームは、独自に、サハリンエネルギーの方針に対する地元住民の反応を監視する。
- 水文学的・堆積学的特性を保護するための個別の対策、および、重要な淡水漁業と魚種を養う水路の条件は、「リバー・クロッシング（河川横断）詳細」に明記されている。[EIA 第 4 巻、3.7.1]

<sup>1</sup> 本文書中の斜体の用語は[サハリンエネルギーHSE用語集](#)にある。